

令和8年度佐賀県高齢者施設等機器整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高齢者施設等における業務を効率化し、生産性の向上及び職員による高齢者への支援の充実を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は別表1に定める事業所・施設等を運営する事業者とする。

2 この補助事業者は、自己又は当該法人の役員等が次に掲げるいずれにも該当する者であってはならない。

また、次の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 知事は、補助事業者から前項に規定する者でないことを誓約する書面を徴収し、必要な場合には所轄の警察署に確認するものとする。

(補助金の交付対象事業)

第3条 この補助金交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）の対象機器は別表3、対象経費及びこれに対する補助率は別表2のとおりとする。

(補助金の交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次のとおり算出するものとする

(1) 1つの事業所・施設等に対する補助額は、別表2に定める補助上限額と第3条に規定する対象経費に3分の2を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、同一の建物で複数サービスを行っている場合は、1つの事業所・施設として算出するものとする。

(2) 補助事業に対する寄付金その他収入金があるときは、交付の額の算定に当たり、対象経費から当該寄付金その他収入金の額を控除する。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

なお、当該申請書を提出できる者は、県と事前協議を行い、事業採択を受けている者とする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めることとする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金交付申請書が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

4 補助金の交付の申請をする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。

ただし、交付決定額を増額する変更は認めないものとする。

(3) 補助事業を行うために締結する20万円以上の契約については、競争入札又は

複数の業者から見積書を徴して行うこととし、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。その他の方法により契約を締結する場合は、事前に県の承認を得ること。

- (4) 補助事業を行うために締結する契約手続きについては、別添「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」（令和7年10月1日付け）及び佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け）の規定に従うこと。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (7) 補助事業により取得した機器については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業により取得した機器については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には様式第5号により速やかに、知事へ報告しなければならない。

なおこの補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、第8条第3項に基づき減額した金額を除き、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (12) 補助事業者が、第1号から第11号までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。
- (13) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

（報告及び検査等）

第7条 知事は、必要があると認めるときは、交付対象者に対して報告を求め、又は関係職員に帳簿その他関係書類を検査させ、若しくは交付対象者に質問することができる。

2 交付対象者は、前項の検査等に積極的に協力するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は当該年度末のいずれか早い日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受理した日から20日以内）とする。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第22条第2項に規定する財産は、補助事業により取得した機器とする。

2 規則第22条ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が定める期間と同等の期間とする。

3 財産処分に係る手続きは、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1

補助対象となる事業所・施設等の種別
通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く。）、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く。）、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

別表 2

施設区分	補助率	対象経費及び対象外経費
通所施設	補助率：2/3 補助上限額：500万円	<対象経費> 機器本体の備品購入費及び当該機器の設置に直接必要となる経費 <対象外経費> ・既に実施している事業に対する費用 ・リース又はレンタルに要する費用 ・他の補助金の交付を受けているもの又は交付を受けることを予定しているもの ・その他適当と認められない費用
入所施設 一定規模以上の施設 ※定員100名以上		

【特記事項】

補助事業者は、補助対象経費に充てるべき自己負担分について、当該設備の製造業者、販売業者その他の第三者から、名目の如何を問わず、その全部又は一部の補填を受けてはならない。

(例)

- ・ リベート、キャッシュバック、割戻しその他これらに類する金銭
- ・ 寄附金、協賛金、広告宣伝費、コンサルティング料その他名目を問わず給付される金銭

また、補助事業に関連して値引き、ポイント付与その他の経済的利益を受けた場合は、当該利益に相当する額を控除した額をもって補助対象経費とする。

別表 3

機器種別	備考
(1) 汚物除去洗濯機	おむつや嘔吐物等で汚染されたリネン類を、手洗いせず衛生的に洗濯するための専用洗濯機
(2) 大型食器洗浄機	大量の食器を短時間で連続して自動洗浄・すすぎ・乾燥まで行い、厨房業務の効率化と衛生管理の向上を図る機器
(3) スチームコンベクション	蒸気と熱風を組み合わせ、焼く・蒸す・煮る・再加熱などを一台で行うことが出来る大量調理用加熱機器
(4) ブラストチラー	過熱したての食品を素早く冷却・冷凍するための専用機器
(5) その他	施設における業務の効率化、職員の負担軽減及び生産性向上に資する機器

※単価が50万円(税込)以上の機器を対象とする。